



魚津基発 0418 第 2 号
令和 7 年 4 月 18 日

災防団体の長 殿

魚津労働基準監督署長

熱中症対策の強化に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令の周知について（要請）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省において、近年の熱中症による死亡労働災害が多発している状況を踏まえ、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、別添のとおり、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 57 号）が令和 7 年 4 月 15 日に公布され、同年 6 月 1 日から施行されるところです。

つきましては、会員事業場等への改正内容の周知及び熱中症に係る労働災害防止対策の一層の徹底につきまして特段の御配慮を賜りますよう御協力をお願いいたします。

（別添）

別添 1

令和 7 年 4 月 15 日交付「厚生労働省令第 57 号」

別添 2

リーフレット「職場における熱中症対策の強化について（令和 7 年 6 月 1 日に改正労働安全衛生規則が改正されます）」

リーフレット及びパンフレットは当署 H P「魚津労働基準監督署からのお知らせ」に掲載しています。



当署 H P

【問合せ先】

魚津労働基準監督署 安全衛生課

0 7 6 5 - 2 2 - 0 5 7 9

○厚生労働省令第五十七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十五日

厚生労働大臣 福岡 資麿

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一編・第二編 (略)</p> <p>第三編 衛生基準</p> <p>第一章～第四章 (略)</p> <p>第五章 温度及び湿度(第六百六条―第六百十二条の二)</p> <p>第六章～第九章 (略)</p> <p>第四編 (略)</p> <p>附則</p> <p>(熱中症を生ずるおそれのある作業)</p> <p>第六百十二条の二 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合は当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。</p> <p>2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一編・第二編 (略)</p> <p>第三編 衛生基準</p> <p>第一章～第四章 (略)</p> <p>第五章 温度及び湿度(第六百六条―第六百十二条)</p> <p>第六章～第九章 (略)</p> <p>第四編 (略)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p>

附 則

この省令は、令和七年六月一日から施行する。

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

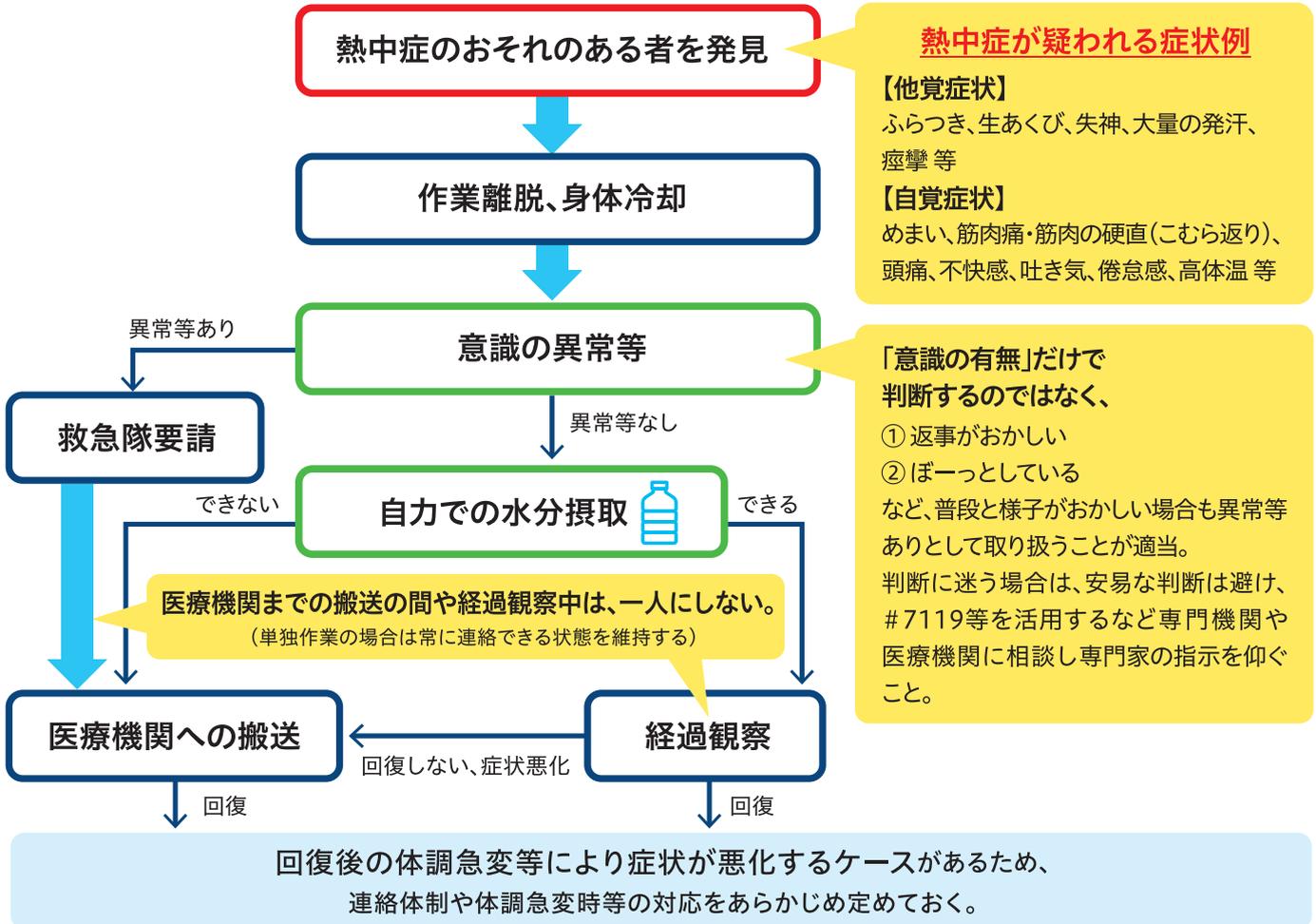
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

